

年間スローガン



年間広報重点

- ・ただいまと 今日もわが家に 咲く笑顔
- ・スマホより 命の安全 みぎひだり
- ・自転車は 大人も子どもも ヘルメット

年間サブスローガン

◆実践しよう 交通安全3S 運動



Stop(ストップ)

- ・赤信号は確実にストップ、一時停止場所では自転車もストップ
- ・横断歩道や交差点では歩行者優先
- ・飲酒運転の根絶

Slow(スロー)

- ・子どもや高齢者を見かけたらスローな運転
- ・見とおしが悪い交差点では徐行

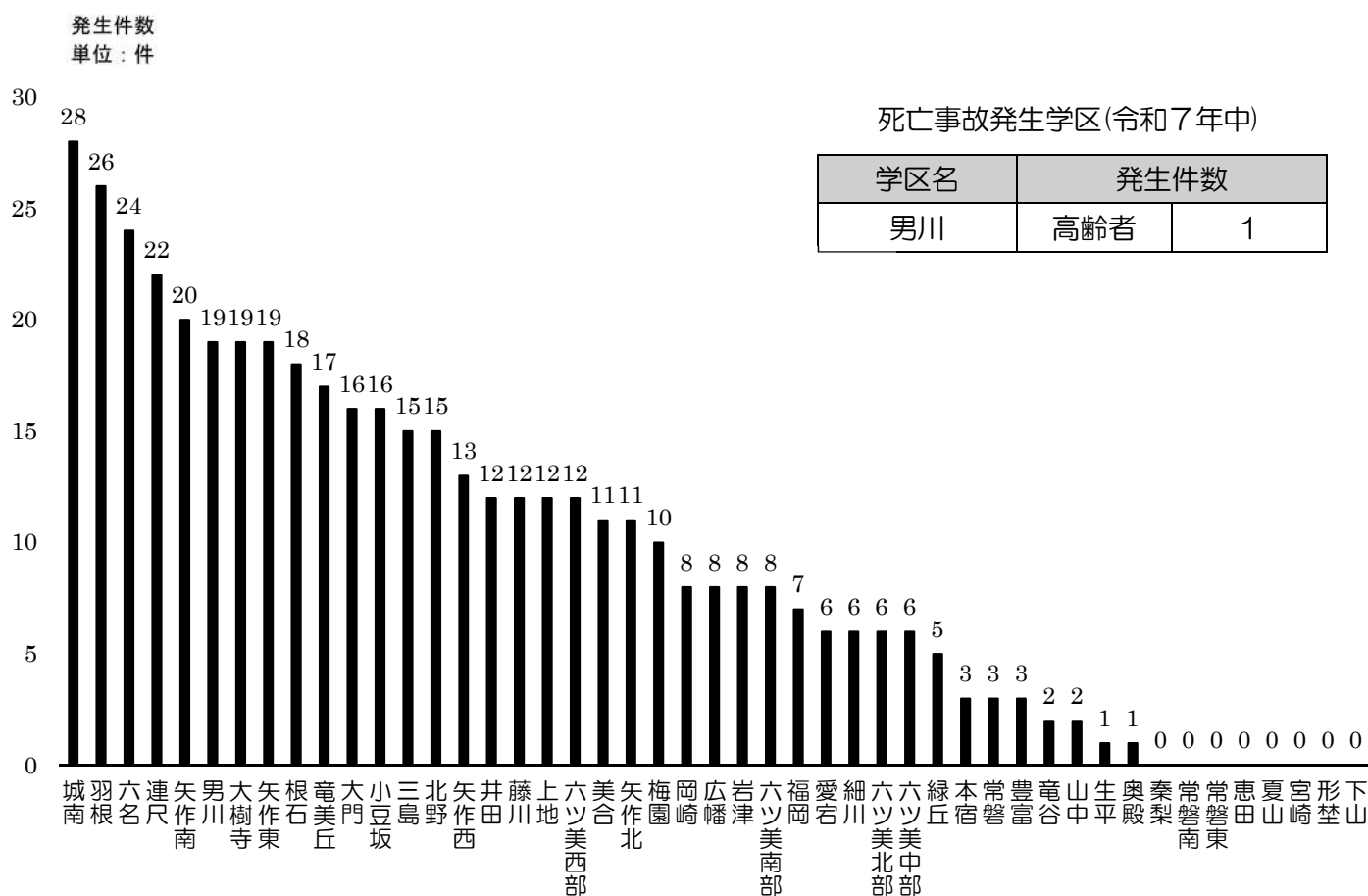
Smart(スマート)

- ・全ての人に対して思いやりをもった運転と、運転中はスマートフォン等を絶対使用しないスマートな運転
- ・シートベルトの全席着用の徹底
- ・急発進や急制動をしない、落ち着いたアクセルの踏み込みなど環境に配慮したスマートな運転

今後の交通安全行事予定

年末の交通安全市民運動期間 12月1日(月) ～ 12月10日(水) 10日間
市内一斉大立哨実施日 12月1日(月)、 12月10日(水)

学区別人身事故発生状況（令和7年1月～6月）



主唱 岡崎市交通安全推進協議会

事務局：岡崎市市民安全部 防犯交通安全課 〒444-8601 岡崎市十王町2丁目9番地 TEL23-6340 FAX23-6570

令和7年秋の交通安全市民運動実施要綱

期 間 令和7年9月21日(日) から9月30日(火)までの10日間

市内一斉大立哨 令和7年9月22日(月)・9月30日(火)

目 的

秋は、日没時刻が早まり、運転者から歩行者や自転車の動きが見えづらくなる夕暮れ時と、仕事や学校の帰宅時間帯が重なり、歩行者や自転車利用者が被害に遭う交通事故の増加が懸念されます。また、歩行者、自転車利用者の事故の中には、歩行者、自転車利用者側にも法令違反が認められるケースがあり、交通ルール遵守の徹底が課題となっています。そこで、運動重点に沿った秋の交通安全運動を市民総ぐるみで展開し、交通事故の防止を図ります。

運動重点

- 1 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進
- 2 ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

《岡崎市からのお知らせ》

自転車乗車用ヘルメットの購入の補助金申請を受け付けています

内 容 転倒や交通事故の際に頭部を保護する自転車乗車用ヘルメットの購入に対し、補助金を交付
(令和7年4月1日以降に購入したものが対象)

対象者 市内に住所を有している満7歳～満18歳になる方又は満65歳以上になる方

対 象 新品で次の安全認証が付されているヘルメット
SGマーク、JCFマーク、CEマーク(※)、GSマーク、CPSCマーク
(※) CEマークについてはEN1078(自転車乗車用ヘルメットの規格)であること

補助額 ヘルメット購入費の2分の1
(上限2,000円)

申 込 令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日
申請書類を防犯交通安全課(東庁舎3階)へ提出
※予算の範囲内で申請書提出の先着順に受付

【詳しくは岡崎市防犯交通安全課ホームページで】🔗

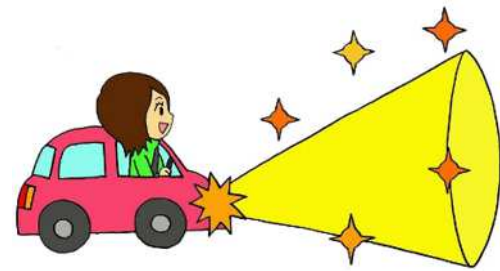


★令和5年4月から道路交通法が改正され、全年齢で自転車乗車中のヘルメット着用が努力義務化(愛知県では令和3年10月1日から全年齢で自転車乗車中のヘルメット着用が努力義務化)

《岡崎警察署からのお知らせ》

例年9月から3月にかけて、夕方の5時から7時までの夕暮れ時に
交通死亡事故が多発する傾向があります！

ドライバーのみなさん



夕暮れ時の早めのライト点灯と
ハイビームの活用を！

歩行者・自転車の方のみなさん



明るい服装と反射材の着用を！

●点灯時刻の目安：日没時刻のおおむね1時間前

9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
17:00	16:30	16:00	16:00	16:00	16:30	17:00

人や車の動きが見えにくくなりますのでドライバーの方は早めのライト点灯・

ハイビームの活用で歩行者・自転車の早期発見に努めましょう。

歩行者・自転車の方のみなさんは明るい服装と反射材の着用で自分の存在をアピール
しましょう！

乱横断は危険です！横断歩道を渡りましょう

岡崎市では、令和6年中に7件の交通死亡事故が発生し、
そのうち4件は歩行者が道路を横断中に事故に遭われております。
下のイラストのような横断（乱横断）は危険です！

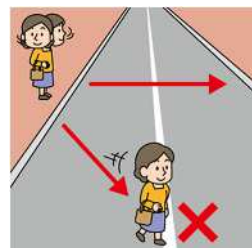
危険



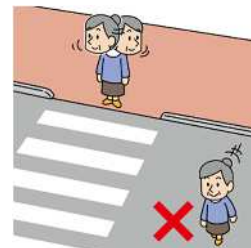
信号無視



横断禁止場所 横断



斜め横断



横断歩道外 横断



直前直後 横断



- 横断歩道を利用しましょう。
- 横断中も左右の安全確認を行いましょう。
- 基本的な交通ルールを守りましょう。

《トピックス》

令和8年4月1日から自転車の交通違反に対して

交通反則通告制度（いわゆる青切符）が導入されます！

●交通反則通告制度

交通反則通告制度とは、反則行為（道路交通法の違反行為のうち警察官が現認可能な明白で定型的なもの）をした者が検挙されると、定額の反則金の納付が通告され、その通告を受けた者は、反則金を任意に納付したときは、刑事手続に移行されることなく、その反則行為に係る事件について起訴されない制度です。

●対象

令和8年4月1日からは **16歳以上の自転車利用者**が犯した反則行為が対象となります。

※これまでは、自動車や原動機付自転車（特定小型原動機付自転車を含む。）の運転者が対象となっていました。

●自転車の主な反則行為と反則金の額

今回導入される自転車の交通反則通告制度の対象となる反則行為は、**113種類**あります。
主な反則行為と反則金の額は、以下の表のとおりです。

反則行為	反則金の額
携帯電話使用等（保持）	12,000円
信号無視（赤色等）	6,000円 （点減は5,000円）
通行区分違反 ※車道の右側を通行した場合など	6,000円
指定場所一時不停止等	5,000円
公安委員会遵守事項違反 ※傘差し運転、大音量でのイヤホン使用運転など	5,000円
並進禁止違反	3,000円

岡崎市では、自転車の人身交通事故件数は増加傾向にあります。

愛知県警察によりますと、県内の過去5年間（令和2～6年）で自転車の交通死亡事故の
主な原因として、以下のデータが出ております。

- ・負傷部位として頭部が致命傷となる場合が6割以上
- ・自転車側に交通違反が認められる場合が約9割

自転車に乗る時は、ヘルメットを着用し、交通ルールを守りましょう！